
第7章

計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて



1 本計画や施策・事業等の周知

「五条川の恵み 未来へつなぐ 人と環境」の基本理念のもと、その実現に向けて本計画を推進するためには、市のみならず、市民や事業者にも多くの役割を担っていただくことが重要です。

そこで、まずは、広報いわくらや市ホームページなどを活用して本計画そのものの周知に努めます。また、本計画に基づき進めていく施策・事業や各種支援制度等について、多様な機会を活用して周知していくものとします。

特に、多くの市民や事業者などさまざまな主体とともに環境保全活動を推進していくため、「マルチパートナーシップ型事業」に重点をおいた周知活動と事業推進を図っていくものとします。

2 環境学習等の推進

多くの市民の環境に対する関心を高め、一人ひとりの環境行動を喚起するため、家庭や地域、学校などで、さまざまな機会を通じた環境学習・環境教育を推進していく必要があります。

そこで以下のような施策・事業を実施します。

(1) 家庭・地域等における環境学習の推進

①環境学習の推進

市民一人ひとりが環境保全の担い手となるように、家庭でのCOOL CHOICEの呼びかけ、自然生態園や五条川等を拠点とした身近な自然体験や水辺の生きものなどをテーマとした環境学習の実施、親子ごみ探検教室の開催、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギー等をテーマとした学校等への出前教室や環境講演会の実施など、事業者や市民団体と連携を図りながら、多様な学習機会の提供に努めます。

②環境関連イベントの開催

地球温暖化対策や生物多様性の保全、ごみ問題など環境問題全般について、多くの市民の理解を深めてもらうために、市民ふれ愛まつりの一環として、市民・事業者・市民団体・市との協働によって毎年開催している環境フェアを継続します。

また、市民参加による環境美化活動にスポーツや遊びの要素を取り入れることにより、子どもや若者も楽しみながら継続的に関われるような環境イベントを開催します。【マルチパートナーシップ型事業：新たなクリーンアッププロジェクト】

(2) 学校における環境教育の推進

①教科や総合的な学習の時間における環境教育の充実支援

小・中学校の社会科や理科、生活科等の教科や総合的な学習の時間を中心として、環境教育を充実するため、講師の紹介や出前教室の実施など必要な支援に努めます。

また、地球温暖化対策などさまざまな環境保全活動やSDGsに取り組んでいる事業者も見受けられることから、こうした事業者の協力による“生きた知識や行動をもたらす環境学習・教育”を推進します。

②動植物の飼育・栽培環境等の施設整備への支援

緑のカーテンづくりや在来植物の植栽による生きものが生息できる環境づくり、メダカの育成など環境教育を行うための学校に対する支援に努めます。

(3) エシカル消費の普及促進

温室効果ガス排出量の削減やごみを極力出さない資源循環を意識した暮らし、生物多様性の保全に寄与する暮らしにつながるよう、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮し、その課題に取り組む事業者を応援する消費活動である「エシカル消費」を紹介し、普及を進めます。

3 計画の進行管理

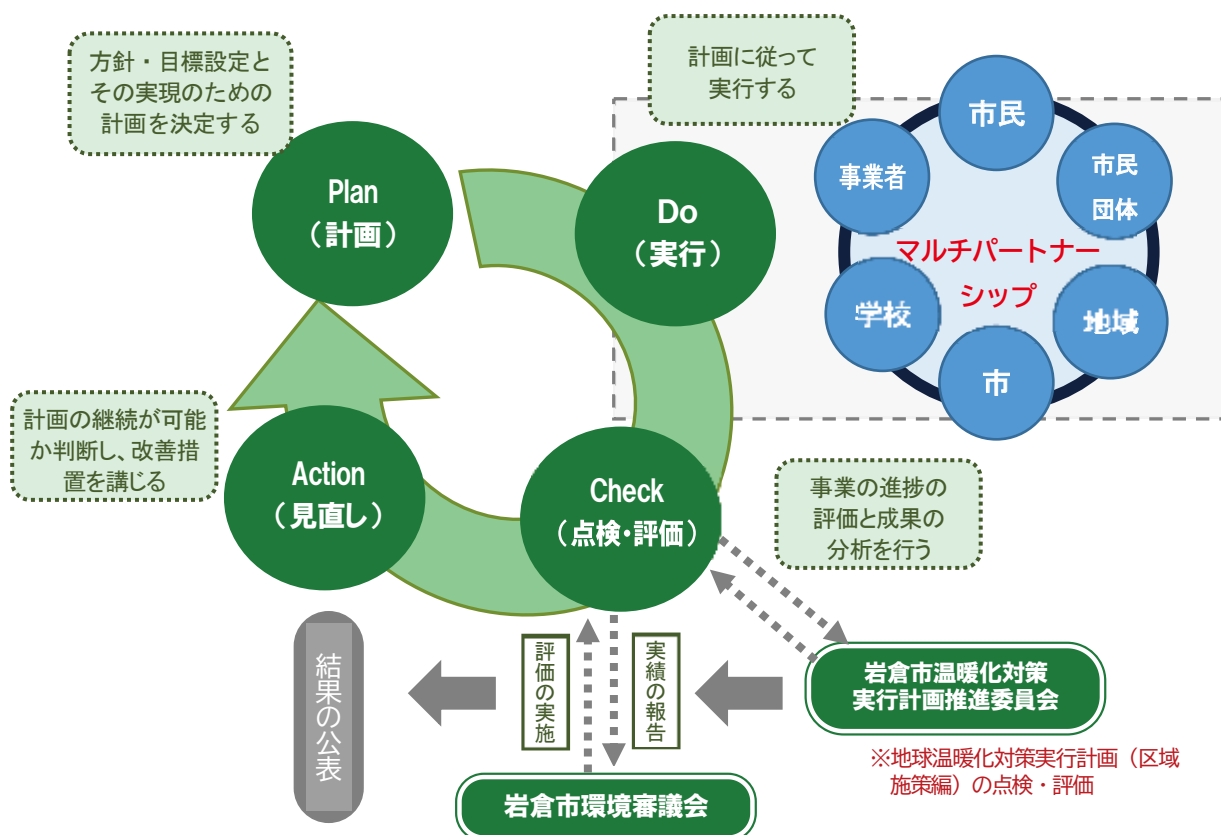
本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

そのため、「環境に関する施策・事業の方針・目標や手順等の計画の立案（Plan）」⇒「方針に基づいた施策・事業の実行（Do）」⇒「施策・事業の進捗状況の整理を通じた点検・評価（Check）」⇒「点検結果を踏まえた計画の見直し（Action）」⇒「計画（Plan）」といった一連の流れに沿ったPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。特に「マルチパートナーシップ型事業」に力点を置きながら進行管理に努めるものとします。

「施策・事業の進捗状況の整理を通じた点検・評価（Check）」については、単位施策を基本単位として、事業内容（*印で示されている施策）の実施状況と成果等を踏まえながら総合的かつ環境側面にしっかりとフォーカスさせながら的確に行っていくものとします。

そして、第三者的な観点からのチェックを行うため、岩倉市環境審議会に適宜報告するものとします。また、岩倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあたる本計画の第5章部分については、岩倉市温暖化対策実行計画推進委員会（庁内組織）において点検・評価を行います。

そして、点検・評価結果や施策・事業の進捗状況については、市民や事業者との情報共有に努めるものとします。



4 計画推進とSDGsの実現

本計画の推進を通じて、特に環境側面からSDGsの17の^{ゴール}目標の実現を目指します。SDGsの17の^{ゴール}目標と本計画で提示している主な施策・行動との関係性を示すと下表のとおりです。

図表 7-4-1 SDGsの17の^{ゴール}目標と本計画の主な施策

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 ★食品ロス削減の推進におけるフードドライブの取組で貧困の解消に向けた支援を行う。 【第4章の基本方針2の「基本施策1-④」と「マルチパートナーシップ型事業：食品ロス削減チャレンジプロジェクト」】 ★エシカル消費の紹介によって、貧困層が働く海外の農場の商品購入を促進する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 ★食品ロス削減の推進におけるフードドライブの取組で貧困の解消に向けた支援を行う。 【第4章の基本方針2の「基本施策1-④」と「マルチパートナーシップ型事業：食品ロス削減チャレンジプロジェクト」】 ★「フードマイレージの低減を図る観点からの地産地消の推進」、「農地の保全」の取組を通じて持続可能な農業の促進につなげる。 【第4章の基本方針1の「基本施策1-①」と「基本施策3-①」】
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 ★「喫煙者と非喫煙者がともに快適に暮らせる環境づくり」を通じて健康を促進する。 【第4章の基本方針4の「基本施策2-①」】 ★スポーツや遊びの要素を取り入れた環境美化活動を通じて健康を促進する。 【第4章の基本方針4の「マルチパートナーシップ型事業：新たなクリーンアッププロジェクト」と第7章の「2. 環境学習等の推進」】
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 ★「生物多様性に関する環境学習等の推進」をはじめとした環境学習を通じて教育機会を提供する。 【第4章の基本方針3の「基本施策1-②」と第7章の「2. 環境学習等の推進」】
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う。 ★「環境関連イベントの開催」にあたっての環境フェア実行委員会において進めている男女共同参画を今後も継続して進めていく。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】 ★男女共同参画基本計画で掲げている「環境活動への参画の促進」に基づき、女性の視点や能力を環境活動に生かすことができるよう支援していく。

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
6 安全な水とトイレ を世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 ★「愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営」により水環境の向上を図る。 【第4章の基本方針2の「基本施策2-③」】 ★「五条川の環境整備と保全」により水環境の向上を図る。 【第4章の基本方針3の「基本施策2-①」】 ★「河川等の水質調査の実施」や「公共下水道の整備と維持管理および接続促進」、「合併処理浄化槽の普及」などを通じて水環境の向上を図る。 【第4章の基本方針4の「基本施策1-①」と「基本施策2-②」】
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。 ★「住宅用地球温暖化対策設備の設置促進」によってZEHや太陽光発電システム等の導入を促進する。 【第4章の基本方針1の「基本施策1-②」】 ★再生可能エネルギーの重要性を学校の出前教室で啓発する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】
8 働きがいも 経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 ★「事業所等における環境配慮行動の促進」を通じ、地球温暖化対策を事業者が進めていくことによって投資を受けやすくなり、事業が展開しやすくなることで経済成長を促していく。 【第4章の基本方針1の「基本施策2-①」】
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 ★「事業所等における環境配慮行動の促進」を通じ、地球温暖化対策を事業者間で情報共有し、省エネルギーについての理解を深めていくことで、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させることにつなげる。 【第4章の基本方針1の「基本施策2-①」】
10 人や国の不平等 をなくそう 	国内及び各国間の不平等を是正する。 ★フェアトレードを含むエシカル消費の紹介を通じて、途上国の経済的・社会的に弱い立場にある生産者と経済的・社会的に強い立場にある先進国の消費者の間の不平等の解消と貧困のない公正な社会づくりに貢献する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】

ゴール 目標	目標の意識文	
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所	
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 ★「住宅用地球温暖化対策設備の設置促進」や「徒歩や自転車で生活できるまちづくり」といった脱炭素社会の実現、「ごみの減量化・資源化」や「廃棄物の適正処理」などの循環型社会の構築、公害のない安全・安心・快適な生活環境づくりを進めることによって持続的なまちをつくる。【第4章の基本方針1の「基本施策1-②」や「基本施策3-③」、基本方針2の「基本施策1・2」、基本方針4全般】	
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する。 ★「3Rの推進と情報発信」や「エシカル消費の普及促進」などを通じて、環境にやさしい消費行動を促し、ひいては企業等の環境にやさしい生産・販売につなげる。 【第4章の基本方針2の「基本施策1-①」、第7章の「2. 環境学習等の推進」】	
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 ★脱炭素社会の実現に向けた施策全般を進める。【第4章の基本方針1全般】 ★「ごみの減量化・資源化」「廃棄物の適正処理」の取組全般を通じて温室効果ガス排出削減につなげる。【第4章の基本方針2全般】 ★生物多様性の危機のひとつに気候変動があり、そうした観点から「自然との共生と生物多様性の保全」を進める。【第4章の基本方針3全般】 ★温室効果ガス削減や再生可能エネルギーの重要性を学校の出前教室で啓発する。エシカル消費の紹介で、気候変動に貢献する商品の購入を促進する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】	
 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 ★「使い捨てプラスチック製品の使用抑制」、「不法投棄防止パトロールの実施」を通じて河川から海へ流出するプラスチックごみの削減につなげる。 【第4章の基本方針2の「基本施策1-①」と「基本施策2-①」】 ★「河川清掃による水辺の美化と海ごみゼロウィークへの参加」の取組により、海へ流出するプラスチックごみの削減につなげる。 【第4章の基本方針3の「基本施策2-①」】 ★「河川等の水質調査の実施」や「五条川等の河川清掃」などを通じ、海洋ごみや富栄養化を含む陸上活動による汚染を軽減し、海洋汚染の防止につなげる。 【第4章の基本方針4の「基本施策1-①」と「基本施策2-①」】	

ゴール 目標	目標の意識文
	主な施策・行動の例示 ※【 】内は、本計画書の掲載箇所
15 陸の豊かさも 守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 ★「緑の基本計画に基づく公園緑地の整備」や「農地の保全」など緑の保全と創造を進めます。 【第4章の基本方針1の「基本施策3-①」】 ★生物多様性の危機のひとつに気候変動があり、そうした観点から「自然との共生と生物多様性の保全」を進める。 【第4章の基本方針3全般】 ★自然生態園や五条川等を拠点に水辺の生きものなどをテーマにした環境学習や自然体験プログラムを実施する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】
16 平和と公正を すべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 ★「環境関連イベントの開催」に関して、市民・事業者・市民団体等からなる環境フェア実行委員会で、環境フェアの運営について協議を行うなど、あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保することを意識して行動する。 【第7章の「2. 環境学習等の推進」】
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 ★環境政策・施策全般をマルチパートナーシップで進めるとともに、マルチパートナーシップ型事業をその象徴的な事業と位置づけ、本計画を推進する。 【第1章から第4章における施策全般、マルチパートナーシップ型事業、第7章の「2. 環境学習等の推進」】

